

# 学校いじめ防止基本方針（田富中学校）

策 定：平成26年 2月

最終改定：令和 2年 4月

## 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

山梨県、全国といじめの認知件数が増加傾向にある実態であり、大きな社会問題になっている。本校においては、いじめ防止対策を生徒指導方針の最重点項目に取りあげ、生徒が「いじめられている。」と訴える前の段階で対応し、生徒が「明日も楽しく学校に来ることができる。」集団づくり（学級・学年・学校・部活等）に取り組んできた。しかし、全校で多くの生徒が様々なことに悩んでいる状況があること（生活アンケートより）を真摯に受け止め、今後も生徒指導方針の最重点項目として、より一層の取組強化を図っていく。

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針・中央市いじめの防止等のための基本方針（平成30年9月：最終改定）及び国のいじめ防止対策推進法の趣旨に基づき本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定（一部改定）した。

### ① いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条より抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ② いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、適切に取り組む必要がある。」

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。特に、SNS上のいじめは発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も継続的な注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、地域などすべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2. いじめ対策の組織 ～いじめられた生徒の立場で～

本校では、毎週月曜日の2校時に生徒指導部会（校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導担当）を開いている。生徒指導主事を中心に情報交換や共通認識を持った対応に向けての協議などを行っている。いじめや問題行動が発生した場合は、それぞれの問題に対処するための対応を講じている。特に、いじめが発生したときは、校長の指示のもと、学校いじめ対策組織（校長・教頭・生指・学年主任・学年生指・学級担任・教科担任・部活動顧問・SC等）を機能させ、その背景や指導方針等を共通理解した上で、解決にあたっていく。いじめられている生徒には「絶対に守る。」という学校の意味を伝え、心のケアや安全確保を確実にしながら、いじめの解決や指導にあたる。また、一度は解決したと思われているいじめが、陰湿に継続していたという事例が報告されている。学校内で解決で

きないような犯罪行為や重態事態等については、関係機関と連携をとり、対応する。注意を要する生徒（過去、いじめられた経験がある生徒）については、改正の趣旨を踏まえて、保護者面談を含めて、3か月間は継続的な指導を行い、その後も教育相談を定期的に行っていく。

### 3. 未然防止の取り組み

＝指導するにあたって＝

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺・犯罪などを引き起こす背景にもなる深刻な問題であるという認識を教職員が持ち、人間としてやってはならないことであるという指導を徹底しなければならない。

一方、心理学的に中学生時期は自分と考えが違う生徒を排除していく傾向があると言われている。このことから、どの生徒も被害者・加害者になってしまう可能性があることを認識しておく必要がある。しかも、SNS等の介在により、いじめが一層見えにくくなっていることも念頭において指導したい。

### 4. 早期発見の取り組み

#### ①いじめの早期発見と早期対応 ～アンテナを高く～

早期発見においては、地道ではあるが、学級担任が朝の会や休み時間等に、生徒の様子を観察することや、日頃から何でも相談できる信頼関係を築いておくことが最重要である。本校では、「生活アンケート」と呼ばれるアンケート調査を毎月実施している。記名式・無記名式をおり交せて実施し、いじめの早期発見や相談活動の充実につなげていきたい。また、対応については慎重に行い、必ず関係生徒の各家庭の理解を得るまで丁寧な対応を行うことが必要である。

#### ②いじめを許さない土壌づくり ～いじめの予防～

「一人一人の生徒を大切にする。」という生徒指導基本方針を日々の教育活動のなかで具現化していくことが、いじめを許さない土壌づくりである。なぜなら、この方針は人権尊重の精神そのものだからである。一人一人の居場所があるか、学級や学年などを単位に常に検証していく必要がある。また、『人間としてやってはならないことはやってはならぬ』という毅然とした姿勢を教職員一丸となって貫いていく必要がある。

#### ③いじめをとらえる視点

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文科省）において、以前は「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきたが、平成18年から「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」とし、いじめられる立場に立ち、認知しやすくしてある。（生徒指導提要）

更に、いじめ防止対策推進法においては、定義を攻撃から「影響」に変更している。これは、仲間外れ・無視やSNSの書き込み等を指していると捉えていく。また、いじめの解消の定義として、いじめにかかわる行為が少なくとも3か月以上止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことに留意し、解消に向けた取組を行う。

#### ④調査方法

- ア) 本人による訴え・・・日頃の教育相談・学級でのアンケート・生活アンケート
- イ) 教職員による発見
- ウ) 他からの情報提供（生徒、保護者、地域等） 大別すると3つである。

\*「生活アンケート」について  
早期発見・早期対応，未然防止のために毎月実施する。  
「いじめの有無」「困っている人はいないか」「気になること」は毎回，必ず入れる。  
その他，学年が変わったがうまくいっているか？合唱や学園祭の取り組みはどうか？・修学旅行等はどうであったか？など，適切に項目だてし，教育相談の充実を図っている。

## 5. いじめへの対処

### ①基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解のもと，保護者の協力と理解を得ながら，関係機関・専門機関と連携し，対応にあたる。

### ②いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる場合は，学校の設置者と連絡を取り，所轄警察署と連携のもと対応する。

遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止めさせる。遊びや悪ふざけであっても見えないところで被害が発生している場合もあるので，児童生徒の被害性に着目して，いじめに該当するか判断する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際，いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で直ちに情報を共有する。その後は，当該組織が中心となり，速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は，校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が，いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，十分な効果を上げることが困難な場合は，いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から，ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお，生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時，いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされている時，生徒者や保護者から重大事態ではないかと申し立てがあった時（重大事態）は，設置者（公共団体の長）に報告し，指示を受ける。また，指示のもと，直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求める等の措置を行う。

### ③いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめられた生徒から，事実関係の聴取を行う。その際，いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず，「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情が低下しないように留意する。

家庭訪問等により，その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力のもと，当該生徒の見守りを行うなど，いじめられた生徒の安全を確保する。あわせて，いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員・家族・地域の人等）と連携し，いじめられた生徒に寄

り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、SC・SSW等の心理・福祉の専門スタッフ、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、定期的にアンケートや相談活動を実施し、心身の苦痛を感じていないかの確認や励ましなどの支援をしていく。

#### ④いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、SC・SSW等の専門スタッフ、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、対策組織の方針のもと、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者と学校及び関係者が連携して以後の対応を適切に行う。また、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の心身の健全な発達につながるよう配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応の検討を行う。教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### ⑤いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識と態度を育成する。

いじめの解決に向けては、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことが大切である。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し認め合う集団づくりを進めていく。

#### ⑥ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、設置者に報告するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関

の取組についても周知する。

SNSを介在したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても理解と協力を求めていく。

## 6. その他の留意事項

### ①組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員が抱え込むのではなく、「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学にあたっては、必要に応じて、適切に引き継ぎ情報提供できる体制をとる。

また、より実効のないいじめの問題の解決のために、SC・SSW等の専門スタッフ、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等との対応も検討する。

### ②校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめ等生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施し、取組の改善充実を図る。

### ③校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### ④学校評価と人事評価

学校評価では、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を適切に評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

人事評価では、いじめの問題に関する目標設定や目標達成に向けた取組を評価する。その際、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、教職員の指導力・専門性の向上を図る。

### ⑤地域や家庭との連携について

学校いじめ防止基本方針をHP上に掲載し、保護者や地域・関係機関の理解を得ることで、連携強化を図る。また、学校・PTA・警察等の関係団体がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、地域と連携協働による取組を推進する。

### ⑥特に配慮が必要な児童生徒への配慮について

発達障害を含む障害のある児童生徒、人種・価値観の違いや災害にあった児童生徒がかかわる問題等には、教職員の正しい理解のもと、適切に指導・支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 7. 田富中いじめ防止年間計画

月	組織活動	早期発見のための手立て	未然防止・対処
4	年間計画の策定  【毎月行うこと】 ・生徒指導部会(毎週月曜2校時) ・生徒理解部会(毎週火曜4校時) ・いじめ防止緊急対策委員会 組織は常設しておき、いじめが疑われる事案が発生した時、迅速に召集・会議を行う。	生活アンケート(いじめに関する項目は必ず含む)実施	オリエンテーション 生徒会による呼びかけ
5	いじめ防止に関する教職員研修	生活アンケート実施 i-check 調査①	P T A 総会(啓発・協力依頼)
6		生活アンケート実施	
7	前期学校評価において「いじめ防止等」に関する評価を行う。 学校評議員会で確認する。	生活アンケート実施	情報モラル教室 人権擁護委員による授業「人権教育」
8	前期学校評価における「いじめ防止等」に関する改善策を全職員で共有する。		
9		生活アンケート実施	
10	いじめ対処に関する教職員研修	生活アンケート実施	弁護士による授業「いじめ防止」
11		生活アンケート実施	保護司による授業「生き方について」
12	後期学校評価において「いじめ防止等」に関する評価を行う。	生活アンケート実施 i-check 調査②	
1	後期学校評価における「いじめ防止等」に関する改善策を全職員で共有する。	生活アンケート実施	
2	いじめ早期発見に関する教職員研修	生活アンケート実施	生徒会による呼びかけ
3	学校評議員会において年間の取り組みを評価し、来年度の計画づくりの基盤とする。	生活アンケート(1, 2年生のみ)実施	
常時活動	いじめ防止のための組織を常設する。	相談体制(学級担任, 学年職員, 部活動顧問, 校長教頭, 養護教諭等)を常時機能させておく。	・スクールカウンセラーによる相談活動の充実 ・道徳教育の充実 ・学級, 学年づくりの充実